

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令 新旧対照条文

目次

障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）（第一条関係）	1
厚生労働省関係係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号）（抄）（第二条関係）	15
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）（抄）（第三条関係）	19
船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）（抄）（第三条関係）	22
予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（抄）（第三条関係）	25
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）（第三条関係）	26
社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）（抄）（第三条関係）	28
薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）（抄）（第三条関係）	30
障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）（抄）（第三条関係）	31
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）（抄）（第三条関係）	32
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（抄）（第三条関係）	34
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）（抄）（第三条関係）	35
訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）（抄）（第三条関係）	36
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）（抄）（第三条関係）	37
精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）（抄）（第三条関係）	38
介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）（抄）（第三条関係）	39
厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）（第三条関係）	40
独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）（抄）（第三条関係）	42
介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第一百七十号）（抄）（第三条関係）	43

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）（抄）（第三条関係）	44
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）（抄）（第三条関係）	45
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成二十四年厚生労働省令第百三十二号）（抄）（第三条関係）	47
児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）（第四条関係）	48
身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）（抄）（第五条関係）	52
社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）（抄）（第六条関係）	53
国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）（抄）（第七条関係）	54
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）（抄）（第八条関係）	56
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）（第九条関係）	57
障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）（抄）（第十条関係）	62
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）（抄）（第十一条関係）	63
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）（抄）（第十二条関係）	66
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）（抄）（第十三条関係）	69
障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十五号）（抄）（第十四条関係）	71
障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十六号）（抄）（第十五条関係）	72
障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）（抄）（第十六条関係）	73
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）（抄）（第十七条関係）	75
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）（抄）（第十八条関係）	77
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）（抄）（第十九条関係）	81
障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）（抄）（第二十条関係）	85
障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）（抄）（第二十一条関係）	86

障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）新旧対照表
（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 地域生活支援事業（第六十五条の九の三 第六十五条の十五）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 国民健康保険団体連合会の障害者総合支援法関係業務（第六十八条の四）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設とする。</p> <p>（法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜）</p> <p>第六条の七 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜</p>	<p>障害者自立支援法施行規則</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 地域生活支援事業（第六十五条の十 第六十五条の十五）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務（第六十八条の四）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設とする。</p> <p>（法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜）</p> <p>第六条の七 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜</p>

は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 一 自立訓練（機能訓練） 身体障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第一条で定める疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるもの（以下この号において「身体障害者等」という。）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。）又は当該身体障害者等の居室において行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

二（略）

（令第一条の二第二号に規定する厚生労働省令で定める身体障害者）

第六条の十七 令第一条の二第一号に規定する厚生労働省令で定める身体障害者は、次に掲げるものであつて、これらの障害に係る医療を行わないときは、将来において身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、及び確実な治療の効果が期待できる状態のもの（内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限る。）とする。

一〇七（略）

（令第一条の二第二号に規定する厚生労働省令で定める身体障害者）

第六条の十八 令第一条の二第二号に規定する厚生労働省令で定める

は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 一 自立訓練（機能訓練） 身体障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。）又は当該身体障害者の居室において行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

二（略）

（令第一条第一号に規定する厚生労働省令で定める身体障害者）

第六条の十七 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第一条第一号に規定する厚生労働省令で定める身体障害者は、次に掲げるものであつて、これらの障害に係る医療を行わないときは、将来において身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、及び確実な治療の効果が期待できる状態のもの（内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限る。）とする。

一〇七（略）

（令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める身体障害者）

第六条の十八 令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める身体

身体障害は、次に掲げるものであって、確実な治療の効果が期待できる状態のもの（内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれる状態のものに限る。）とする。

一～六（略）

（令第一条の二第三号に規定する厚生労働省令で定める精神障害）
第六条の十九 令第一条の二第三号に規定する厚生労働省令で定める精神障害は、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障害（てんかんを含む。）とする。

（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一（略）

二 法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第三号に規定する事業を行うもの

三（略）

（法第二十二條第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第十二条の二 法第二十二條第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第二十条第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十八項に規定する介

障害は、次に掲げるものであって、確実な治療の効果が期待できる状態のもの（内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれる状態のものに限る。）とする。

一～六（略）

（令第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める精神障害）
第六条の十九 令第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める精神障害は、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障害（てんかんを含む。）とする。

（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一（略）

二 法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

三（略）

（法第二十二條第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第十二条の二 法第二十二條第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第二十条第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者又は障害児の保護者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第

護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)

第三十四条の七 法第三十六条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一～五 (略)

六 事業所の管理者及びサービス提供責任者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この款において「指定障害福祉サービス基準」という。)(第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この款において同じ。)(の氏名、生年月日、住所及び経歴

七～十四 (略)

2～4 (略)

(指定障害者支援施設の指定の申請等)

第三十四条の二十四 法第三十八条第一項の規定に基づき法第二十九

十八項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)

第三十四条の七 法第三十六条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一～五 (略)

六 事業所の管理者及びサービス提供責任者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この款において「指定障害福祉サービス基準」という。)(第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この款において同じ。)(の氏名、生年月日、住所及び経歴

七～十四 (略)

2～4 (略)

(指定障害者支援施設の指定の申請等)

第三十四条の二十四 法第三十八条第一項の規定に基づき法第二十九

条第一項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一〇十二（略）

十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下この款において「指定障害者支援施設基準」という。）第四十六条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十四〇十八（略）

2・3（略）

（法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第三十四条の三十三 法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第三号に規定する事業を行うもの

二（略）

条第一項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一〇十二（略）

十三 障害者自立支援法に基づき指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下この款において「指定障害者支援施設基準」という。）第四十六条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十四〇十八（略）

2・3（略）

（法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第三十四条の三十三 法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

二（略）

(指定特定相談支援事業者の指定の申請等)

第三十四条の五十九 法第五十一条の二十第一項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)(については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一〜五 (略)

六 事業所の管理者及び相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ)の氏名、生年月日、住所及び経歴

七〜十四 (略)

2 法第五十一条の二十第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十九条に規定する運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと(事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、他の指定特定相談支援事業者と連携することにより事業の主たる対象としていない種類の障害についても対応できる体制を確保している場合又は身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に該当することを含む)。

二 法第八十九条の三第一項に規定する協議会に定期的に参加する

(指定特定相談支援事業者の指定の申請等)

第三十四条の五十九 法第五十一条の二十第一項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)(については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一〜五 (略)

六 事業所の管理者及び相談支援専門員(障害者自立支援法に基づき指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ)の氏名、生年月日、住所及び経歴

七〜十四 (略)

2 法第五十一条の二十第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。

一 障害者自立支援法に基づき指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十九条に規定する運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと(事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、他の指定特定相談支援事業者と連携することにより事業の主たる対象としていない種類の障害についても対応できる体制を確保している場合又は身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に該当することを含む)。

二 法第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会に定期的に

等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。

三 (略)

3・4 (略)

(支給認定の申請等)

第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)の申請をしよととする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村(育成医療(令第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。))又は精神通院医療(同条第三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。)に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)に提出しなければならない。

一 十 (略)

2 4 (略)

(法第五十四条第一項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類)

第三十六条 法第五十四条第一項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 更生医療(令第一条の二第二号に規定する更生医療をいう。以下同じ。)

三 (略)

(市町村の地域生活支援事業)

参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。

三 (略)

3・4 (略)

(支給認定の申請等)

第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)の申請をしよととする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村(育成医療(令第一条第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。))又は精神通院医療(同条第三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。)に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)に提出しなければならない。

一 十 (略)

2 4 (略)

(法第五十四条第一項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類)

第三十六条 法第五十四条第一項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 更生医療(令第一条第二号に規定する更生医療をいう。以下同じ。)

三 (略)

第六十五条の九の三 市町村は、法第七十七条第一項各号に掲げる事業のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第七十七条第一項第六号に掲げる事業 当該事業において意思疎通支援を行う者の派遣を行うに当たっては、少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うこと。

二 法第七十七条第一項第七号に掲げる事業 当該事業において意思疎通支援を行う者の養成を行うに当たっては、少なくとも手話（特に専門性の高いものを除く。）に係るものを行うこと。

（法第七十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める便宜

）
第六十五条の十 法第七十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

（法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める費用

）
第六十五条の十一 法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。

一（四）（略）

（法第七十七条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める方法

）
第六十五条の十一 法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

（法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める費用

）
第六十五条の十二 法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。

一（四）（略）

（法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法

第六十五条の十一 法第七十七条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記、触手話、指点字等とする。

(法第七十七条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める便宜

第六十五条の十二 法第七十七条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、同号に規定する意思疎通支援を行う者の派遣及び設置その他障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等に必要な支援並びに日常生活上の便宜を図るための用具であつて同号の厚生労働大臣が定めるものの給付及び貸与とする。

(法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める施設

第六十五条の十三 法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める施設は、地域活動支援センターとする。

(法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める便宜

第六十五条の十四 法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

(都道府県の地域生活支援事業)

第六十五条の十四の四 都道府県は、法第七十八条第一項の規定による事業において特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び

第六十五条の十一 法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記等とする。

(法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜

第六十五条の十二 法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、同号に規定する手話通訳等を行う者の派遣及び設置その他障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等に必要な支援並びに日常生活上の便宜を図るための用具であつて同号の厚生労働大臣が定めるものの給付及び貸与とする。

(法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める施設

第六十五条の十三 法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める施設は、地域活動支援センターとする。

(法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜

第六十五条の十四 法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行うに当たっては、当該養成及び派遣については少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指文字に係るもの、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うものとする。

(法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業)

第六十五条の十五 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業は、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なものとする。

第五章 国民健康保険団体連合会の障害者総合支援法関係業務

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

(法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業)

第六十五条の十五 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業は、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なものとする。

第五章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第六十	都道府県	指定都市			
五条の	派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整	派遣			
十四の					
四	当たっては、当該養成及び派遣については、当該養成に係る市町村相互間の連絡調整については、当該養成及び派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行う	当たっては、			
第六十	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他障害者	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導及び発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業並びに特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣	第六十	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なもの	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導及び発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業
十五			第五		

	等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なものの		(略)	(略)
--	--	--	-----	-----

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の中核市(以下「中核市」という。)が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
第六十	都道府県	中核市	(略)	(略)
第五十	派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整	派遣	(略)	(略)
四	当たつては、当該養成及び派遣について	当たつては、	(略)	(略)
	当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行う	を行う	(略)	(略)
第六十	主として居室において日常生活を営む障害児に係る療育指導、	主として居室において日常生活を営む障害児	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)
--	-----	-----	-----	-----

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の中核市(以下「中核市」という。)が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
第六十	主として居室において日常生活を営む障害児に係る療育指導、	主として居室において日常生活を営む障害児	(略)	(略)

十五	発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なものの	に係る療育指導その他特に専門性の高い相談支援事業並びに特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣
(略)	(略)	(略)

附則

（法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置）

第一条の二 平成二十四年三月三十一日において法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設に入所していた者であつて、同年四月一日以後引き続き当該特定旧法指定施設であつた施設に入所しているものに対する第一条の二の規定の適用については、当分の間

十五	発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なものの	に係る療育指導その他特に専門性の高い相談支援事業
(略)	(略)	(略)

附則

（法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置）

第一条の二 法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法受給者に対する第一条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「第六条の十第二号の就労継続支援B型」とあるのは、「就労継続支援」とする。

、同条中「第六条の第十二号の就労継続支援B型」とあるのは、「就労継続支援」とする。

別表第一号（第六十九条第一項関係）
（略）

別表第二号（第六十九条第二項関係）
（略）

別表第三号（第六十九条第三項関係）
（略）

別表第四号（第六十九条第四項関係）
（略）

別表第五号（第六十九条第五項関係）
（略）

別表第六号（第六十九条第六項関係）
（略）

別表第七号（第六十九条第七項関係）
（略）

別表第一号（第六十九条第一項関係）
（略）

別表第二号（第六十九条第二項関係）
（略）

別表第三号（第六十九条第三項関係）
（略）

別表第四号（第六十九条第四項関係）
（略）

別表第五号（第六十九条第五項関係）
（略）

別表第六号（第六十九条第六項関係）
（略）

別表第七号（第六十九条第七項関係）
（略）

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）新旧対照表

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の特例）</p> <p>第四条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該地域において自立訓練（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十三項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）又は児童発達支援（児童福祉法第六条の第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは放課後等デイサービス（同法第六条の第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）（以下「自立訓練等」という。）が提供されていないこと等により自立訓練等を受けることが困難な障害者（障害</p>	<p>（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の特例）</p> <p>第四条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業（指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該地域において自立訓練（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十三項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）が提供されていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障害者（同法第四条第一項に規定する障害者をいい、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく保険給付を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以</p>

者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項に規定する障害者をいい、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく保険給付を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）又は障害児（以下「障害者等」という。）に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この条において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）を行う場合に、当該通いサービスを自立訓練等と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。）を基準該当自立訓練事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第百六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練又は指定障害福祉サービス基準第七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。）又は基準該当児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第百十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第五十四条の二第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。）若しくは基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第七十一条の二第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。）とみなして行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、指定障害福祉サービス基準第九章第五節（第百六十四条を除く。）及び第十章第五節（

下この条において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）を行う場合に、当該通いサービスを自立訓練と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。）を基準該当自立訓練事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第百六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）又は指定障害福祉サービス基準第七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。）とみなして行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、指定障害福祉サービス基準第九章第五節（第百六十四条を除く。）及び第十章第五節（第百七十三条を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者については適用しない。

第七十三条を除く。)並びに指定通所支援基準第二章第五節(第五十四条の五(第二十三条第一項、第三項、第五項及び第六項並びに第二十七条の規定を準用する部分に限る。))を除く。)及び第四章第五節(第七十一条の四(第二十七条及び第七十条(第一項を除く。))の規定を準用する部分に限る。))を除く。)(の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者については適用せず、指定通所支援基準第五十四条の五において準用する指定通所支援基準第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と、指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」とする。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。))の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練等とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者等の数の合計数の上限をいう。以下この項において同じ。))を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練等とみなされる通いサービスを受ける障害者等の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。))を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。))の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練等とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者等の数の合計数の上限をいう。以下この項において同じ。))を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練等とみなされる通いサービスを受ける障害者等の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。))を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練等とみなされる通いサービスを受ける障害者等の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この項の規定に基づき自立訓練等とみなされる通いサービスを受ける障害者等に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項又は第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2
(略)

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練等とみなされる通いサービスを受ける障害者等の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項又は第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2
(略)

改 正 案	現 行
<p>（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>四〇十一（略）</p> <p>（令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第九十六条 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>三〇八（略）</p> <p>2 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は</p>	<p>（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>四〇十一（略）</p> <p>（令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第九十六条 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>三〇八（略）</p> <p>2 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は</p>

、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次のとおりとする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二・三 (略)

(令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
第七十条 令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第七十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 (略)

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三 十 (略)

(令第四十三条第八項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
第八十条 令第四十三条第八項において読み替えて準用する法第八十条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次のとおりとする。

一 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二・三 (略)

(令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
第七十条 令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第七十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 (略)

二 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三 十 (略)

(令第四十三条第八項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
第八十条 令第四十三条第八項において読み替えて準用する法第八十条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二
了
七
(略)

二
了
七
(略)

改 正 案	現 行
<p>（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>四十二（略）</p> <p>（令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第九十六条 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>三十八（略）</p>	<p>（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>四十二（略）</p> <p>（令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第九十六条 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>三十八（略）</p>

2 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次のとおりとする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二・三 (略)

(令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十七条 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 (略)

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三・十 (略)

(令第十条第八項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十八条 令第十条第八項において読み替えて準用する法第六十五条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費

2 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次のとおりとする。

一 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二・三 (略)

(令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十七条 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 (略)

二 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三・十 (略)

(令第十条第八項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十八条 令第十条第八項において読み替えて準用する法第六十五条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

の支給
二
丁
五
(略)

二
丁
五
(略)

予防接種法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十六号）新旧対照表
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第九条 令第十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十二号）に規定する障害者支援施設</p> <p>四（略）</p>	<p>第九条 令第十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設</p> <p>四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（既存病床数及び申請病床数の補正）</p> <p>第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみ診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定</p>	<p>（既存病床数及び申請病床数の補正）</p> <p>第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみ診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、○・○</p>

した数（次の式により算定した数が、〇・〇五以下であるときは〇）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数÷当該病床の利用者の数

二丁五（略）
2・3（略）

五以下であるときは〇）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数÷当該病床の利用者の数

二丁五（略）
2・3（略）

社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十二年厚生省令第五十六号）
（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
一 （略）	（略）	一 （略）	（略）
二 （略）	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十二条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二（同法第二十一条の五の二十九及び第二十四条の二十一（同法第二十四条の	二 （略）	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十二条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二（同法第二十一条の五の二十九及び第二十四条の二十一（同法第二十四

第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。

第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。

二十四第二項において適用する場合を含む。)並びに母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第二十條第七項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)第十四條、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十一條、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九條の六、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八條の十四、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第十四條(同法第二十條第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第八十三條、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十二條又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二條第三項及び第四項若しくは第十三條第二項及び第三

(並びに母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第二十條第七項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)第十四條、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十一條、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九條の六、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八條の十四、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第十四條(同法第二十條第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第八十三條、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十二條又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二條第三項及び第四項若しくは第十三條第二項及び第三項

薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）新旧対照表
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調剤の場所）</p> <p>第十三条 法第二十二條に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ 二 （略）</p> <p>ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホーム</p>	<p>（調剤の場所）</p> <p>第十三条 法第二十二條に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ 二 （略）</p> <p>ホ 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホーム</p>

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）新旧対照表
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設</p> <p>四〇八（略）</p>	<p>（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設</p> <p>四〇八（略）</p>

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）新旧対照表
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の</p>	<p>（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の</p>

請求をいう。以下同じ。()により行うものとする。

一 (略)

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成十七年法律第二百二十三号)第五十八条第一項の自立支援医
療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条
第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三 九 (略)

2・3 (略)

請求をいう。以下同じ。()により行うものとする。

一 (略)

二 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十八条
第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費
又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三 九 (略)

2・3 (略)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）新旧対照表
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等） 第一条（略） 2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設の中に設けられた診療所</p> <p>二 七七（略）</p>	<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等） 第一条（略） 2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設の中に設けられた診療所</p> <p>二 七七（略）</p>

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）新旧対照表
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定施設の範囲）</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設</p> <p>十四（略）</p>	<p>（指定施設の範囲）</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設</p> <p>十四（略）</p>

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しよとするとときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>二 五（略）</p>	<p>（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しよとするとときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>二 五（略）</p>

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）新旧対照表
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス）</p> <p>第一条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三十九（略）</p> <p>四十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス</p> <p>四十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十六項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練</p> <p>四十二～五十（略）</p>	<p>（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス）</p> <p>第一条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三十九（略）</p> <p>四十 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス</p> <p>四十一 障害者自立支援法第五条第二十六項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練</p> <p>四十二～五十（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（指定施設の範囲）</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）</p> <p>三 十二（略）</p> <p>十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）<u>、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</u></p> <p>十四（略）</p>	<p>（指定施設の範囲）</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（<u>障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）</u>第四条第一項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）</p> <p>三 十二（略）</p> <p>十三 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、<u>重度障害者等包括支援</u>、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）<u>、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</u></p> <p>十四（略）</p>

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この省令において「公費負担医療等」とは、次に掲げる給付とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費の支給</p> <p>五・六（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この省令において「公費負担医療等」とは、次に掲げる給付とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費の支給</p> <p>五・六（略）</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官及び精神保健福祉監査官） 第六十四条（略）</p> <p>2 自立支援振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定による障害者の日常生活上の便宜を図るための用具の給付及び貸与に関する事 四・五（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 特別自立支援指導官は、命を受けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する事務を行う。</p> <p>7（略）</p> <p>8 障害福祉サービス業務監視専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関する事 9（略）</p> <p>（地域移行・障害児支援室）</p>	<p>（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官及び精神保健福祉監査官） 第六十四条（略）</p> <p>2 自立支援振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定による障害者の日常生活上の便宜を図るための用具の給付及び貸与に関する事 四・五（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 特別自立支援指導官は、命を受けて、障害者自立支援法第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する事務を行う。</p> <p>7（略）</p> <p>8 障害福祉サービス業務監視専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関する事 9（略）</p> <p>（地域移行・障害児支援室）</p>

<p>第六十四条の二（略）</p> <p>2 地域移行・障害児支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による障害福祉サービス（療養介護、共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助に限る。）に関すること。</p> <p>三 障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「障害者等」をいう。）の地域生活への移行及び定着のための支援並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による相談支援に関すること。</p> <p>3（略）</p> <p>（福祉指導課の所掌事務）</p> <p>第七十条の五 福祉指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。</p> <p>五〇九（略）</p>	<p>第六十四条の二（略）</p> <p>2 地域移行・障害児支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス（療養介護、共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助に限る。）に関すること。</p> <p>三 障害者等（障害者自立支援法に規定する「障害者等」をいう。）の地域生活への移行及び定着のための支援並びに障害者自立支援法の規定による相談支援に関すること。</p> <p>3（略）</p> <p>（福祉指導課の所掌事務）</p> <p>第七十条の五 福祉指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。</p> <p>四 障害者自立支援法第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。</p> <p>五〇九（略）</p>
<p>第六十四条の二（略）</p> <p>2 地域移行・障害児支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による障害福祉サービス（療養介護、共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助に限る。）に関すること。</p> <p>三 障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「障害者等」をいう。）の地域生活への移行及び定着のための支援並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による相談支援に関すること。</p> <p>3（略）</p> <p>（福祉指導課の所掌事務）</p> <p>第七十条の五 福祉指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。</p> <p>五〇九（略）</p>	<p>第六十四条の二（略）</p> <p>2 地域移行・障害児支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス（療養介護、共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助に限る。）に関すること。</p> <p>三 障害者等（障害者自立支援法に規定する「障害者等」をいう。）の地域生活への移行及び定着のための支援並びに障害者自立支援法の規定による相談支援に関すること。</p> <p>3（略）</p> <p>（福祉指導課の所掌事務）</p> <p>第七十条の五 福祉指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。</p> <p>四 障害者自立支援法第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。</p> <p>五〇九（略）</p>

独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）新旧対照表
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（厚生労働省令で定める特定整備施設）</p> <p>第五条 令附則第二十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設</p> <p>五（略）</p> <p>五の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設</p> <p>六（略）</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十六項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十七項に規定する福祉ホーム</p> <p>八～十（略）</p>	<p>附則</p> <p>（厚生労働省令で定める特定整備施設）</p> <p>第五条 令附則第二十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設</p> <p>五（略）</p> <p>五の二 障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設</p> <p>六（略）</p> <p>七 障害者自立支援法第五条第二十六項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十七項に規定する福祉ホーム</p> <p>八～十（略）</p>

介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）新旧対照表
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において「<u>介護給付費等</u>」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）に規定する介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費をいう。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において「<u>介護給付費等</u>」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）に規定する介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費をいう。</p> <p>2・3 （略）</p>

新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）新旧対照表
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第四条第三項に規定する施設） 第四条の二 令第四条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設</p> <p>四（略）</p>	<p>（令第四条第三項に規定する施設） 第四条の二 令第四条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設</p> <p>四（略）</p>

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）

（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特例障害者食費等減免給付費の支給の申請等）</p> <p>第二十六条 法第八十八条第一項の規定による費用（以下この条から第二十八条までにおいて「特例障害者食費等減免給付費」という。）の支給を受けようとする被災支給決定障害者等（同項に規定する被災支給決定障害者等をいう。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 施設入所支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する施設入所支援をいう。）を受けている指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。）の名称</p> <p>三（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第五項に規定する受給者証をいう。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。）</p>	<p>（特例障害者食費等減免給付費の支給の申請等）</p> <p>第二十六条 法第八十八条第一項の規定による費用（以下この条から第二十八条までにおいて「特例障害者食費等減免給付費」という。）の支給を受けようとする被災支給決定障害者等（同項に規定する被災支給決定障害者等をいう。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 施設入所支援（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する施設入所支援をいう。）を受けている指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。）の名称</p> <p>三（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 受給者証（障害者自立支援法第二十二條第五項に規定する受給者証をいう。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。）</p>

3
~
5
(略)

3
~
5
(略)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成二十四年厚生労働省令第百三十二号）
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（市町村からの報告）</p> <p>第二条 市町村は、法第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第七項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第二条第四項に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所（以下「障害者福祉施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第四項に規定する障害程度区分をいう。以下同じ。）その他の心身の状況</p> <p>三 二六（略）</p>	<p>（市町村からの報告）</p> <p>第二条 市町村は、法第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第七項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第二条第四項に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所（以下「障害者福祉施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四条第四項に規定する障害程度区分をいう。以下同じ。）その他の心身の状況</p> <p>三 二六（略）</p>

改正案	改正案
<p>第十八条の六 法第二十一条の五の六第一項の規定に基づき通所給付決定の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の受給の状況</p> <p>六・七 (略)</p> <p>（略）</p> <p>第十八条の八 法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は同法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて同法第七十七条第一項第三号に規定する事業を行うもの</p> <p>二 (略)</p> <p>第十八条の二十五 法第二十一条の五の十一第一項に規定する厚生労働</p>	<p>第十八条の六 法第二十一条の五の六第一項の規定に基づき通所給付決定の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の受給の状況</p> <p>六・七 (略)</p> <p>（略）</p> <p>第十八条の八 法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。</p> <p>一 障害者自立支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は同法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて同法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの</p> <p>二 (略)</p> <p>第十八条の二十五 法第二十一条の五の十一第一項に規定する厚生労働</p>

働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

- 一 通所給付決定保護者又はその属する世帯（通所給付決定保護者である特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 四（略）

第十八条の二十六 高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一・二（略）

- 三 当該申請を行う通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十五条の五第一項第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十四項に規定する補装具をいう。以下同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る令第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額

- 四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者（法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）、補装具費支給対象障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十

働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

- 一 通所給付決定保護者又はその属する世帯（通所給付決定保護者である特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 四（略）

第十八条の二十六 高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一・二（略）

- 三 当該申請を行う通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十五条の五第一項第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者自立支援法第五条第二十四項に規定する補装具をいう。以下同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る令第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額

- 四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者（法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）、補装具費支給対象障害者等（障害者自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。）又は支給決

七第一項第四号において同じ。)又は支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。)であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援(法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)若しくは障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。)を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び通所受給者証番号、入所受給者証番号(第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。)、受給者証番号(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。)、又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ。)

第二十五条の十七 高額障害児入所給付費の支給を受けようとする入所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県(ただし、当該入所給付決定保護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けることができる場合は、市町村とする。以下この条において同じ。)(に提出しなければならない。

一〜四 (略)

定障害者等(障害者自立支援法第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。)であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援(法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)若しくは障害福祉サービス(障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。)を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び通所受給者証番号、入所受給者証番号(第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。)、受給者証番号(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。)、又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ。)

第二十五条の十七 高額障害児入所給付費の支給を受けようとする入所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県(ただし、当該入所給付決定保護者が障害者自立支援法に基づく高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けることができる場合は、市町村とする。以下この条において同じ。)(に提出しなければならない。

一〜四 (略)

第二十五条の二十六の六（略）

一（十四）（略）

法第二十四条の二十八第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。

一（略）

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三に規定する協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。

三（略）

・（略）

第二十五条の二十六の六（略）

一（十四）（略）

法第二十四条の二十八第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。

一（略）

二 障害者自立支援法第八十九条の二に規定する自立支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。

三（略）

・（略）

身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）新旧対照表
 （第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（判定書の交付）</p> <p>第一条の三 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）以下「令」という。（第二条に規定する判定書（自立支援医療）<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する自立支援医療をいう。</u>（のうち、更生医療）<u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第二号に規定する更生医療をいう。</u>第三条第三号において同じ。）及び補装具に係るものに限る。）の様式は、別表第一号のとおりとする。</p>	<p>（判定書の交付）</p> <p>第一条の三 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）以下「令」という。（第二条に規定する判定書（自立支援医療）<u>障害者自立支援法第五条第二十三項に規定する自立支援医療をいう。</u>（のうち、更生医療）<u>（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第二号に規定する更生医療をいう。</u>第三条第三号において同じ。）及び補装具に係るものに限る。）の様式は、別表第一号のとおりとする。</p>

社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）新旧対照表
（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業）</p> <p>第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。）第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第一項第一号に規定する就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（前号に掲げるものを除く。）（以下「生活介護等」と総称する。）に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの</p>	<p>（令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業）</p> <p>第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。）第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第一項第一号に規定する就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（前号に掲げるものを除く。）（以下「生活介護等」と総称する。）に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの</p>

改正案	現行
<p>（法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>四十一（略）</p> <p>（令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>四十一（略）</p> <p>（令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給</p>	<p>（法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>四十一（略）</p> <p>（令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>四十一（略）</p> <p>（令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給</p>

付)

第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。

一 (略)

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三 八 (略)

2 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が指定訪問看護事業者について受ける療養については、次のとおりとする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二・三 (略)

様式第一号の三(第六条関係)

(略)

付)

第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。

一 (略)

二 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三 八 (略)

2 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が指定訪問看護事業者について受ける療養については、次のとおりとする。

一 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二・三 (略)

様式第一号の三(第六条関係)

(略)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）新旧対照表
 （第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支援給付に係る厚生労働省令等の適用） 第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十七条、第三十九条（同令第五十二条（同令附則第十条第二項において準用する場合を含む。）及び附則第十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第六十四条の四第二項及び第六十五条の三の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。</p> <p>六～八（略）</p>	<p>（支援給付に係る厚生労働省令等の適用） 第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十七条、第三十九条（同令第五十二条（同令附則第十条第二項において準用する場合を含む。）及び附則第十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第六十四条の四第二項及び第六十五条の三の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。</p> <p>六～八（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（令第二十二條の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付） 第八十三條の二 令第二十二條の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八條第一項の自立支援医療費、同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>五 五七（略）</p> <p>（令第二十二條の二第八項の厚生労働省令で定める給付） 第八十三條の三 令第二十二條の二第八項の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八條第一項の自立支援医療費、同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>三 三五（略）</p> <p>（法第六十六條第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十八條 法第六十六條第一項の厚生労働省令で定める医療に関する</p>	<p>（令第二十二條の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付） 第八十三條の二 令第二十二條の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八條第一項の自立支援医療費、同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>五 五七（略）</p> <p>（令第二十二條の二第八項の厚生労働省令で定める給付） 第八十三條の三 令第二十二條の二第八項の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二 障害者自立支援法第五十八條第一項の自立支援医療費、同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>三 三五（略）</p> <p>（法第六十六條第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十八條 法第六十六條第一項の厚生労働省令で定める医療に関する</p>

る給付は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

五～九 (略)

(法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験)

第百十三条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号から第三号までの期間が通算して五年以上であること又は第四号の期間が通算して十年以上であることとする。

一 (略)

二 イ又は口に掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(次号において「相談援助の業務」という。)(その他これに準ずる業務に従事した期間

イ 老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設(次号において「老人福祉施設」という。)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設(同法第三十二条に規定する補装具製作施設及び盲導犬訓練施設を除く。)(及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福祉法(昭和三十五年法

る給付は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

五～九 (略)

(法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験)

第百十三条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号から第三号までの期間が通算して五年以上であること又は第四号の期間が通算して十年以上であることとする。

一 (略)

二 イ又は口に掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(次号において「相談援助の業務」という。)(その他これに準ずる業務に従事した期間

イ 老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設(次号において「老人福祉施設」という。)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設(同法第三十二条に規定する補装具製作施設及び盲導犬訓練施設を除く。)(及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福祉法(昭和三十五年法

律第三十七号)第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ロ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援及び同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)その他これらに準ずる事業の従業者

三 イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの(次号において「社会福祉主事任用資格者等」という。)(が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事等の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務(次号において「介護等の業務」という。))に従事した期間

イ 老人福祉施設(老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター及び同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを除く。)、障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行う施設、介護老人保健施設、病院又は

律第三十七号)第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ロ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援及び同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)その他これらに準ずる事業の従業者

三 イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの(次号において「社会福祉主事任用資格者等」という。)(が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事等の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務(次号において「介護等の業務」という。))に従事した期間

イ 老人福祉施設(老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター及び同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを除く。)、障害者支援施設、障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行う施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法第七条第二項第

診療所の病室であつて医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ロ 老人福祉法第五条の第二項に規定する老人居宅介護等事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護を行う事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

四 (略)

(施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等)
第一百七十条 施行法第十一条第一項の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定による支給決定(同法第五条第七項に規定する生活介護(以下この条において「生活介護」という。))及び同法第五条第十一項に規定する施設入所支援(次項において「施設入所支援」という。)に係るものに限る。()を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設(次項において「指定障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。次項において「障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者とする。

2 施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。

四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ロ 老人福祉法第五条の第二項に規定する老人居宅介護等事業、障害者自立支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護を行う事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

四 (略)

(施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等)
第一百七十条 施行法第十一条第一項の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者自立支援法第十九条第一項の規定による支給決定(同法第五条第七項に規定する生活介護(以下この条において「生活介護」という。))及び同法第五条第十一項に規定する施設入所支援(次項において「施設入所支援」という。)に係るものに限る。()を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設(次項において「指定障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。次項において「障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者とする。

2 施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。

一〇七（略）

八 指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定による支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）

九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第二条の三に規定する施設（同法第五条第六項に規定する療養介護を行うものに限る。）

一〇七（略）

八 指定障害者支援施設（障害者自立支援法第十九条第一項の規定による支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）

九 障害者自立支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者であつて、障害者自立支援法施行規則第二条の三に規定する施設（同法第五条第六項に規定する療養介護を行うものに限る。）

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）新旧対照表
 （第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において「障害程度区分基準時間」とは、障害程度区分に関する審査及び判定に係る障害者につき、当該障害者に対する別表第一の調査票を用いた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十条第二項（法第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「障害程度区分認定調査」という。）の結果に基づき、別表第二から別表第九までの算定方法により算定される時間を合計した時間とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（障害程度区分に関する審査判定基準等）</p> <p>第二条 法第四条第四項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第十条第二項（令第十三条において準用する場合を含む。）に規定する市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）が行う審査及び判定は、当該審査及び判定に係る障害者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。</p> <p>一～六（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において「障害程度区分基準時間」とは、障害程度区分に関する審査及び判定に係る障害者につき、当該障害者に対する別表第一の調査票を用いた障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十条第二項（法第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「障害程度区分認定調査」という。）の結果に基づき、別表第二から別表第九までの算定方法により算定される時間を合計した時間とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（障害程度区分に関する審査判定基準等）</p> <p>第二条 法第四条第四項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第十条第二項（令第十三条において準用する場合を含む。）に規定する市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）が行う審査及び判定は、当該審査及び判定に係る障害者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。</p> <p>一～六（略）</p>

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）新旧対照表（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営 に関する基準</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十二条の二によって読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療（以下「指</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十二条の二によって読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険</p>

定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

十三了十六（略）

第四十九条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第二条の二に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第三十二条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）に規定する基準を満たさなければ

の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

十三了十六（略）

第四十九条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第二条の二に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第三十二条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）又は障害者自立支援法に基づく障害者支援施設設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）に規定する基準を満たさなければならない。

ばならない。

2・3 (略)

附則

(地域移行型ホームの特例)

第七条 次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認められた場合においては、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行日の前日までの間、第四百四十条第一項(第二百十条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

一 当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域(法第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この号において同じ。)における指定共同生活介護又は指定共同生活援助(以下「指定共同生活介護等」という。)の量が事業を開始する時点において、法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の指定共同生活介護等の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行うものであること。

二 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

附則

(地域移行型ホームの特例)

第七条 次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認められた場合においては、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行日の前日までの間、第四百四十条第一項(第二百十条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

一 当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域(法第八十九条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この号において同じ。)における指定共同生活介護又は指定共同生活援助(以下「指定共同生活介護等」という。)の量が事業を開始する時点において、法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の指定共同生活介護等の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行うものであること。

二 (略)

2・3 (略)

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）新旧対照表
 （第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する 基準</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十四 条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に 応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次 のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十 九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立 訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>イ へ（略）</p> <p>三 六（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備 及び運営に関する基準</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法 」といる。）第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次 の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による 基準とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次 のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八 年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第 一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行 う場合</p> <p>イ へ（略）</p> <p>三 六（略）</p> <p>二・三（略）</p>

(サービス提供困難時の対応)

- 第十一条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を助案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同令第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同令第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同令第百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(同令第百二十一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)、等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第十九条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設等は、前二項の支払を受ける額のほか、施設

(サービス提供困難時の対応)

- 第十一条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を助案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同令第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同令第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同令第百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(同令第百二十一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)、等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第十九条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設等は、前二項の支払を受ける額のほか、施設

障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一・二 (略)

三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）。

ロ～ホ (略)

4～6 (略)

障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一・二 (略)

三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）。

ロ～ホ (略)

4～6 (略)

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）新旧対照表
（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業に係るものは、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則）平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。（第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ）の事業、自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規</p>	<p>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業に係るものは、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ）の事業、自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ）。</p>

定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

）の事業及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号）
（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、地域活動支援センターに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、地域活動支援センターに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～四（略）</p>

障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号）
（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、福祉ホームに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～五（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、福祉ホームに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～五（略）</p>

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）新旧対照表
（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（規模）</p> <p>第九条（略）</p> <p>一 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）、二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第三項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあつては、十人以上）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（規模）</p> <p>第九条（略）</p> <p>一 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）、二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第三項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあつては、十人以上）</p>

一 三 (略)	二 三 (略)
一 三 (略)	二 三 (略)

改正案	現行
<p>（法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>三十九（略）</p> <p>（令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p>	<p>（法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>三十九（略）</p> <p>（令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第六十一条 令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>三十九（略）</p> <p>（令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p>

第六十八条 令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二 六の二 (略)

様式第三号(第十七条第二項関係)

(略)

第六十八条 令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二 六の二 (略)

様式第三号(第十七条第二項関係)

(略)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）新旧対照表
（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現

行

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十一（略）

十二 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十七条に規定する指定生活介護の事業、同令第一百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同令第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同令第七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、同令第八十五条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び同令第九十八条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（同令に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第三条（略）

2（略）

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十一（略）

十二 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十七条に規定する指定生活介護の事業、同令第一百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同令第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同令第七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、同令第八十五条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び同令第九十八条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（同令に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第三条（略）

2（略）

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十条及び第四十九条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 （略）

（秘密保持等）

第四十七条 （略）

2 （略）

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）、その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（利益供与等の禁止）

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十条及び第四十九条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 （略）

（秘密保持等）

第四十七条 （略）

2 （略）

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者自立支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）、その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（利益供与等の禁止）

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者自立支援法第五十条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事

はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(指定生活介護事業所に関する特例)

第五十四条の六 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)(第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)(が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)(を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)(を基準該児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第二十三条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。)(を除く。)(の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

一・二 (略)

附則

(経過措置)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(指定生活介護事業所に関する特例)

第五十四条の六 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)(第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)(が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)(を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)(を基準該児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第二十三条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。)(を除く。)(の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

一・二 (略)

附則

(経過措置)

第二条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の

律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）附則第二十二條第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第五条第一項第二号、第二項及び第六項並びに第六十六条第一項第二号、第二項及び第五項の規定は適用せず、第五条第一項第一号イ及びロ、第二十七条、第二十八条並びに第六十六条第一項第一号イ及びロの規定の適用については、第五条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」と、第二十七条第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは、「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは、「行う」と、同条第二項から第九項まで及び第二十八条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは、「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第六十六条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは、「十五」とする。

人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）附則第二十二條第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第五条第一項第二号、第二項及び第六項並びに第六十六条第一項第二号、第二項及び第五項の規定は適用せず、第五条第一項第一号イ及びロ、第二十七条、第二十八条並びに第六十六条第一項第一号イ及びロの規定の適用については、第五条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」と、第二十七条第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは、「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第二項から第九項まで及び第二十八条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは、「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第六十六条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」とする。

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）
（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定障害児入所施設等の一般原則）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）<u>、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第四十六条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>4（略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第六項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第六項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援</p>	<p>（指定障害児入所施設等の一般原則）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）<u>、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第四十六条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>4（略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第六項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第六項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、<u>障害者自立支援法に基づき指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成</u></p>

するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。次条第六項において「指定障害者支援施設基準」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（検討等）

第二十三条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

（秘密保持等）

第四十四条 （略）

2 （略）

3 指定福祉型障害児入所施設は、法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

十八年厚生労働省令第百七十二号。次条第六項において「指定障害者支援施設基準」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（検討等）

第二十三条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

（秘密保持等）

第四十四条 （略）

2 （略）

3 指定福祉型障害児入所施設は、法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者自立支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第四十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十七条に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(従業者の員数)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第五項において同じ。)に係る指定障害福祉サービス事業者(同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第五項において同じ。)の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。次条第五項において「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすこと

(利益供与等の禁止)

第四十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(従業者の員数)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護(障害者自立支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第五項において同じ。)に係る指定障害福祉サービス事業者(同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第五項において同じ。)の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。次条第五項において「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

とがじきる。

障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）
 （第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</u></p> <p>（定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者支援施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第十二項に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設をいう。</p> <p>三十二（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</p> <p>（定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者支援施設等 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第十二項に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設をいう。</p> <p>三十二（略）</p>

障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）
 （第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</u></p> <p>（定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 サービス等利用計画法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「<u>法</u>」という。）<u>第五条第二十一項に規定するサービス等利用計画法をいう。</u></p> <p>三 十六 （略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び <u>運営に関する基準</u></p> <p>（定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 サービス等利用計画法 法第五条第二十一項に規定するサービス等利用計画法をいう。</p> <p>三 十六 （略）</p>